

4月から役場の機構が変わりました

住民サービスの向上と円滑な行政運営を目指して、機動的に対応する組織体制推進のため、
4月1日(月)から下記のとおり課・系の統廃合等を行いました。

「生活環境課」業務の移管

生活環境課の業務については、住民サービスの充実と事務の効率化のため「町民課」と「企画政策課」が担当します。

- ◆ごみや犬の登録など、生活環境に関する業務は「町民課 町民係」が担当します。
- ◆空き家や合併浄化槽については「企画政策課 まちづくり政策係」が担当します。

「暮らし相談室」業務の移管

これまで「暮らし相談室」で行っていた普段の暮らしでお困りなことなど、町民の皆さんからの相談は「総務課 庶務係」で受け付けます。

また、相談の内容から、より適切だと思われる各種サービスの担当へご案内もしますので、窓口が分からない場合など、引き続きお気軽にご相談ください。

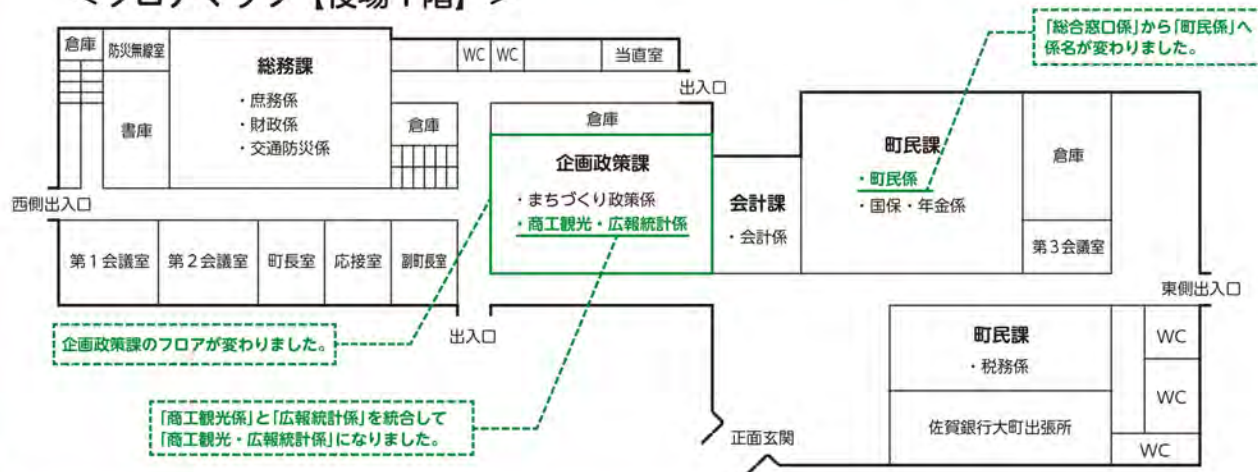
町民課「総合窓口係」が「町民係」へ

ワンストップサービスを充実するため現在の戸籍などの業務に加え、町民の皆さんの生活に密接するごみや犬の登録など町民生活、環境に関する業務も併せて担当します。

企画政策課「商工観光係」と「広報統計係」を統合し「商工観光・広報統計係」へ

商工振興と情報の発信を1つの係に統合し、事務の効率化を図ります。

<フロアマップ【役場1階】>



水道に関する各種手続きについて

役場内の「佐賀西部広域水道企業団 大町営業所」廃止に伴い、令和6年4月1日からの水道に関する各種手続きについては以下のとおりになります。

- ◆水道の使用開始・中止・使用者変更、水道料金の口座振替は、企業団ホームページからお申し込みできます。
- ◆水道料金は、お近くの金融機関、コンビニでお支払いできます。また、スマートフォンを使ったバーコード決済でもお支払いできます。

各種手続きは
コチラ
企業団HP



詳しくは ▶ 佐賀西部広域水道企業団 料金課 ☎ 68-2225